

講座名	かしこい消費者のススメ
-----	-------------

### 1 学習の内容や目的

小・中学生向け消費者教育教材「かしこい消費者のススメ」を使って、契約の仕組みや小・中学生に多い消費者トラブル事例、エシカル消費等について、漫画やイラスト入りのワーク形式で実践的に学ばせる。

### 2 実施条件 ※( )内に○印ほか必要事項を記入してください。

対象	(○) 小学校 →( )1年 ( )2年 ( )3年 ( )4年 (○)5年 ( )6年 ( )特別支援級
	(○) 中学校 →( )1年 (○)2年 ( )3年 ( )特別支援級
実施数	(70) 校まで※目安となる校数を記入 ( ) 相談に応じる
実施期間	( ) 月～( ) 月 (○) 相談に応じる
指導単位	(○) 学級単位 (○) 学年単位 ( ) 相談に応じる

### 3 指導にあたり

会 場	学校内で希望する場所を記載	各学校の教室
学校の準備	学校が準備する物品等を記載	黒板又はホワイトボード、小・中学生向け消費者教育教材「かしこい消費者のススメ」
参加者の準備	参加者が持参する物品等を記載	筆記用具、小・中学生向け消費者教育教材「かしこい消費者のススメ」
指導側の準備	指導側が準備する物品等を記載	小・中学生向け消費者教育教材「かしこい消費者のススメ」、指導者用解説書
留 意 事 項	実施前、実施中、実施後の留意事項を記載	<p><b>講師派遣依頼書の提出先</b></p> <p>東三河広域連合 消費生活課</p> <p>FAX : (0532) 56-0123</p> <p>MAIL : shohiseikatsu@union.higashimikawa.lg.jp</p> <p>◆ 愛知県は、小・中学生向け消費者教育教材「かしこい消費者のススメ」を県内全ての小学校5年生及び中学校2年生に1人1冊配布しています。お手元にない場合は、各学校で県HP掲載の教材データを印刷の上、児童生徒に配布してください。</p>

次ページに続きます

## 4 指導計画

### (1) 小学生向け

経過(分)	学習活動	留意事項
0	あいさつ。契約について説明し、契約クイズに取り組んでもらう。	
10	お金の上手な使い方について説明し、今買いたいものを必要なものとほしいものに分類してもらう。	
15	環境のことを考えた消費生活について説明し、自分が取り組んだことがあるものをまとめてもらう。	
20	エシカル消費について説明する。	
25	プリペイドカードについて説明する。	
30	プリペイドカードについて、自分が使ったことがあるもの、家族の誰かが使っているところを見たことがあるもの、知らないものに分類させた後、プリペイドカードのメリットとデメリットをまとめてもらう。	
35	小学生に多い消費者トラブルについて説明し、対応方法や身近な消費生活センターの名称と電話番号を記入してもらう。	
45	あいち暮らしWEBについて説明する。	

### (2) 中学生向け

経過(分)	学習活動	留意事項
0	あいさつ。契約について説明し、ワーク（契約の取り消しができるか）に取り組んでもらう。	
5	成年年齢引下げについて説明し、成年に達する年月日を記入してもらう。	
10	プリペイドカードやクレジットカードなどの様々な支払方法についてメリットとデメリットをまとめてもらう。	
15	クレジットカードの仕組み、スマホ決済について説明する。	
20	エシカル消費について説明し、エシカル消費の取組をまとめてもらう。	
25	悪質商法について説明し、ワーク（悪質商法への対応方法）に取り組んでもらう。その後、クーリング・オフ制度について説明する。	
35	中学生に多い消費者トラブルについて説明し、ワーク（ワンクリック請求の対応方法やインターネットの使い方）に取り組んでもらい、身近な消費生活センターの名称と電話番号を記入してもらう。	
50	あいち暮らしWEBについて説明する。	